

令和2年5月8日

保護者の皆様

京都市立塔南高等学校
校長 小野 恭裕

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、御連絡申し上げます。

また、併せて、臨時休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にも御心配をいただいております、生徒の学習面等での取組についても、教育委員会から示された方針も踏まえ、お知らせ申し上げます。

御家庭におかれましても、家庭学習等に計画的に取り組めるよう、保護者の皆様からお子様にお声かけいただくことをお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

5月31日（日）まで延長します。

※ なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

2 臨時休業期間中の学習支援等の取組について

(1) 学習課題と規則正しい生活習慣に向けて

- ・毎日午前中（9時までが望ましい）に本校ホームページの「在校生のページ」にログインし、最新の連絡事項を確認するとともに、「連絡フォーム」を通じて前日の学習状況や当日の予定、健康チェックの結果等を報告するようにしてください。
- ・これまで出されている課題をもとに、計画的に学習を進めてください。起床・就寝時間を固定したり、学校での学習時間に準じてスケジュールを組んだりする等、再開後直ちに日々の学校生活を送れるよう、意識的に取り組んでください。
- ・「在校生のページ」には、学年ごとに各教科からのアドバイスや質問への回答、授業の動画なども収められています。御家庭によって情報通信環境に違いがあることとは思いますが、積極的に活用してください。また、文部科学省のホームページ等に、高校生に利用しやすい動画教材のリンクが多数アップされています。学校の先生方が作られたものに加えて、いろいろと活用してみてください。

(例) 文部科学省「子供の学び応援サイト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

京都大学大学院教育学研究科 E. FORUM「子どもたち応援サイト」

https://e-forum.educ.kyoto-u.ac.jp/for_children/

- ・なお、過日行いました御家庭におけるネット環境調査に御協力賜り、有難うございました。全校的な状況を踏まえながら、学校からの一方通行の御連絡にとどまることなく、学級担任や教科担当教員と生徒との双方向のコミュニケーションが可能な環境が導入できれば、課題の配付・提出も一層容易になる等さらなる学習支援にもつながり、教員とのやり取りを通して塔南高校生として、また学級の一員としての一体感も育んでいけると考えております。試行的にでも何らかのサービスを導入することはできないか、現在検討を進めているところでございますので、併せてお知りおきください。

(2) 学習相談日・質問日の設定

休業期間中の家庭学習課題や生活習慣等について、直接、教員と面談しながら学校において支援・指導を行う場合がございます。

その際、公共交通を利用する生徒については通学時間帯にも十分留意するとともに、校内では生徒同士や生徒と教員の間に適切な距離を空け、マスク着用や、換気、手洗い等、感染防止対策を徹底して行います。

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

- (1) 緊急事態宣言が京都府に発出されている趣旨も踏まえ、引き続き、期間中は不要不急の外出を控え、できるだけ生徒には自宅で過ごしていただきますよう、御指導をお願いします。早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、散歩やジョギングなど、戸外の軽い運動も行うよう、御指導ください。
- (2) 「学習状況チェックシート兼健康観察票」をもとに、引き続き、生徒と一緒に健康観察に取り組み、生徒はもとより、御家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。
- (3) 御家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 075-681-0701）へ御連絡ください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

4 備考（教職員の在宅勤務等について）

京都市教育委員会からの通知に基づき、通勤時の感染リスクを低減し職場における密集・密接を避ける等、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を徹底するため、臨時休業期間中、引き続き教職員の在宅勤務や時差出勤を実施しております。

そのため、生徒の皆さんや保護者の皆様から学校へお電話をいただいた際に、担任や業務担当者以外の職員が受けさせていただくことがございます。各学年・分掌における連絡体制を維持したうえで実施しておりますので、取組の趣旨を御理解くださいますよう、お願いいたします。